

○厚生労働省令第三十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二
条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正
する省令を次のように定める。

令和元年八月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定
薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物
及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部
を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇百五十六 (略)</p> <p>百五十七 (略)</p> <p>百五十八 N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)―N―フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十九 (略)</p> <p>百六十〇百八十四 (略)</p> <p>百八十五 (略)</p> <p>百八十六 五―(五―フルオロペンチル)―二―(二―フェニルプロパン―二―イル)―二・五―ジヒドロ―H―ピリド〔四・三―b〕インドール―オン及びその塩類</p> <p>百八十七 (略)</p> <p>百八十八〇百六 (略)</p> <p>二百七 (略)</p> <p>二百八 五―ペンチル―二―(二―フェニルプロパン―二―イル)―二・五―ジヒドロ―H―ピリド〔四・三―b〕インドール―オン及びその塩類</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇百五十六 (略)</p> <p>百五十七 一―(―フェニルペンタン―二―イル)ピロリジン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百五十八 一―ブチル―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百五十九〇百八十三 (略)</p> <p>百八十四 一―(五―フルオロペンチル)―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百八十五 一―(五―フルオロペンチル)―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百八十六〇百四 (略)</p> <p>二百五 一―ペンチル―N―(二―フェニルプロパン―二―イル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p>

二百九 (略)

二百十～二百七十五 (略)

二百六 「ニ―(一―メチルアゼパン―三―イル)―一H―イン
の塩類
ドール―三―イル」 (ナフタレン―一―イル) メタノン及びそ

二百七～二百七十二 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。